上越市入札監視委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市附属機関設置条例(令和6年上越市条例第2号。以下「条例」という。)別表第2に基づき設置する上越市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、条例及び上越市附属機関設置条例施行規則(令和6年上越市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 本市が発注した建設工事、委託及び物品の製造又は購入(以下「工事等」という。) の契約の実施状況の報告を求め、当該報告のあった工事等の契約のうちから抽出したものについて、次に掲げる工事等の区分に応じ、次に定める事項の審議を行うこと。
 - ア 一般競争入札により発注した工事等 入札に参加する資格の設定の理由及び経緯
 - イ 指名競争入札により発注した工事等 指名の理由及び経緯
 - ウ 随意契約により発注した工事等 随意契約の理由
 - (2) 本市が発注した工事等の入札及び契約手続並びに別に定める指名停止、警告又は注意の喚起に係る再苦情(苦情の申立てに対する回答に不服がある人及び法人が再度申し立てる苦情をいう。以下同じ。)について審議を行うこと。
 - (3) 上越市建設工事成績評定実施要綱(平成14年4月1日実施)第8条第2項の規定による諮問に応じて再説明に係る審議を行うこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項について審議を行うこと。 (会議)
- 第3条 前条第1号及び第4号に規定する事項に係る会議はおおむね4月に1回、同条第2 号及び第3号に規定する所掌事項に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。) は必要 に応じて、開催する。

(市長への意見)

- 第4条 委員会は、第2条第1号又は第4号の規定により審議を行った事項について、市に 改善すべき点等があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 2 委員会は、前項の規定により述べた意見の内容を公表するものとする。 (再苦情の審議等)
- 第5条 委員会は、再苦情及び再説明(以下「再苦情等」という。)についての審議の依頼 があったときは、第3条の規定により再苦情処理会議を開催し、審議を行うものとする。

- 2 委員会は、前項に規定する審議の結果を市長に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 3 委員会は、前項の規定による報告を、再苦情等の申立てがあった日から起算して60日 以内に行わなければならない。
- 4 委員会は、第1項の規定にかかわらず、審議の依頼があった再苦情等が客観的かつ明白 に再苦情等の申立ての適格を欠くと認められるときは、当該再苦情等についての審議を行 わないことができる。この場合において、委員会は、その旨を速やかに市長に報告するも のとする。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係する審議に参加することができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(上越市入札監視委員会設置要綱の廃止)

2 上越市入札監視委員会設置要綱(平成15年7月1日実施)は、廃止する。